

6 大店立審第 2 号

令和 6 年 11 月 21 日

高知県知事 様

高知県大規模小売店舗立地審議会 会長



令和 6 年 3 月 26 日付け 5 高経支第 976 号にて意見を求められた、令和 6 年 4 月 9 日付け
告示に係る下記 1 の案件について、下記 2 のとおり意見を申し述べます。

記

1. 案件

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称) m a c 田井店

(所在地) 土佐郡土佐町田井 1207 番地 2 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(名 称) 株式会社大屋

(代表者氏名) 代表取締役 伊藤 慎太郎

(住 所 地) 愛媛県西条市西田甲 590 番地 2

(3) 大規模小売店舗を新設する日

令和 6 年 11 月 26 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,307 平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位 置：建物配置図に表示

収容台数：50 台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置：建物配置図に表示

収容台数：10 台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置：建物配置図に表示

面 積：48 平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置：建物配置図に表示

容 量：8.75 立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前9時

閉店時刻：午前零時

(イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

午前8時30分から午前零時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：2箇所

位 置：建物配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。